

**高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料等減免）
における学業成績等に係る採用基準や継続基準等について**

2020年度から始まった「高等教育の修学支援制度」における学業成績等に係る採用及び継続の基準等は、以下のとおりです。

<採用基準>

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者 ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。
入学後1年以上を経過した人	次の①、②のいずれかに該当すること。ただし、下の「廃止」①～③のいずれかに該当する場合は不可 ① GPAが在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。 ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。

※ GPAや修得単位数は、入学時から前年度末までの累積

<適格認定（学業成績）基準>

区分	学業成績等に係る基準
廃止 (返還必要)	学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないこと。具体的には、 (1) 修得した単位数の合計が標準単位数の1割以下であること。 (2) 出席率が1割以下等、学修意欲があるとは認められないこと。 ※ 「災害、傷病その他やむを得ない事由」とは、本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）、災害や感染症の感染拡大等による授業・試験への出席困難等、学業不振について学生等本人に帰責性がない（努力不足とはいえない）場合を想定しており、学生等本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても、「やむを得ない事情」に含まれない。 また、罹災証明・診断書等の第三者（病院の入院証明、民生委員の証明等を含む。）の証明書類等が必要です。
廃止	次の①～④のいずれかに該当すること。 ① 修業年限で卒業できないことが確定したこと。 ② 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。 ③ 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 ④ 連続して「警告」の区分に該当すること。

警告	次の①～③のいずれかに該当すること（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） ① 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。 ② GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 ③ 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。
-----------	--

※ 上記「廃止（返還必要）」のほか、懲戒による退学や停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合も、処分日の属する学年の初日に遡って認定の効力が失われるため、給付奨学金の返還及び減免を受けた分の授業料の納入が必要となります。

また、停学（3月未満のもの）、訓告を受けた場合も、認定の効力が停止され、給付奨学金の停止及び授業料減免の停止が生じます。

※ 標準単位数＝卒業に必要な単位数／修業年限×在学年数（小数点以下切り上げ）

また、支援対象者は、それぞれの時期に以下の手続きを行う必要があります。

手続き	実施時期
在籍報告	4, 7, 10月
継続願の提出	1月
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（初回）又は認定の継続に関する申請書の提出	第1期分（1～3月頃） 第2期分（8, 9月頃） ※ 採用者は、その時に指定

なお、本制度は、学業成績等に係る基準の他、家計の経済状況に関する基準があります。家計の経済状況に関する基準は、毎年10月に見直されます。

<その他>

対象者の認定要件

① 国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍を有する者、特別永住者、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者のうち将来永住する意思があると学校長が認めた者

② 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

高校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者等

ただし、過去に本制度による支援対象者としての認定を受けたことのある者（編入学生を除く）、認定取消を受けたことのある者は除く。

上記対象者の認定要件を満たさない場合は、本制度の対象者ではありません。

授業料減免を希望する場合は、大学独自の授業料減免制度に申し込む必要があります。

ただし、いずれも学業成績等に関する基準、家計の経済状況に関する基準があり、休学以外の理由で過去に留年したことがある者は申請することができません。また、申請できる場合であっても、必ず採用されるものではありません。